

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (亀岡市主催事業等編)

- (1) 次の3つの条件が同時に重ならないよう対策を講じること。
 - ①換気の悪い密閉空間（密閉）
 - ②多数が集まる密集場所（密集）
 - ③間近での会話や発声をする密接場所（密接）
- (2) 主催者等は、利用者、参加者、出席者、観覧者（以下「利用者等」という。）の健康状態の把握に努め、発熱者や具合の悪い方が参加しないように要請すること。
- (3) 主催者等は、感染が発生した場合の対応に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら利用者等の名簿を作成し適正に管理すること。
また、必要に応じ求められた場合は、これを提出すること。
- (4) 飛沫感染を防ぐため、利用者等の人数は、使用する場所の収容人員、または定員の2分の1程度に抑えること。
- (5) 人との接触を出来るだけ避け、対人距離を確保（2mを目安に）すること。
- (6) 利用者等にマスクの着用を要請すること。
- (7) 施設入口に手指の消毒液を設置すること。
- (8) 換気の悪い密閉空間とならないよう、窓の開閉、換気設備の運転などにより定期的な外気の取り入れを行うこと。
- (9) 他人と共用する物品や手が触れる箇所は工夫して最低限にするとともに、消毒用エタノール等でこまめな清拭を行うこと。
- (10) 大きな声を出すなど、飛沫が多く飛散する行為は行わないこと。
- (11) 感染リスクを抑えるため、実施時間の短縮に努めること。
- (12) その他、京都府の「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の取組について」に基づくものとする。